

葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年葉山町条例第7号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和2年6月3日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正を行うために、提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年葉山町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

第37条第1項中「A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を、「B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加える。

第42条第1項各号列記以外の部分中「この項」を「以下この項から第5項まで」に、同項第2号中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの（附則第5項において「特別保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第4項を第9項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者

4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第5項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

- ( 1 ) 原則、満 3 歳未満の乳幼児に対して保育を提供するものである特定地域型保育事業者は、「集団保育の機会の提供」、「代替保育の提供」、「満 3 歳未満の乳幼児に対する保育の提供の終了後、継続して満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育の提供」がなされるよう、受入先となる連携施設を確保しなければならないとされているところ、確保義務の緩和について定めることとした。《第 42 条、附則第 5 項》
- ( 2 ) その他所要の改正を行うこととした。

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### 【参考】

#### 特定地域型保育事業（児童福祉法に規定する「家庭的保育事業等」と同義）

家庭的保育事業	保育所に比べ小規模な環境（定員 5 人以下）で保育を実施する事業
小規模保育事業	家庭的保育者の居宅等で少人数（定員 6 ～ 19 人）を対象に保育を実施する事業
小規模保育事業 A 型	小規模保育事業のうち、保育所分園、ミニ保育所に近い類型
小規模保育事業 B 型	小規模保育事業のうち、A 型と C 型の間中型
小規模保育事業 C 型	小規模保育事業のうち、家庭的保育に近い類型
居宅訪問型保育事業	保育所等での集団保育が難しい場合に、子どもの居宅で 1 対 1 の保育を実施する事業
事業所内保育事業	事業所の保育施設で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業
保育所型事業所内保育事業	事業所内保育事業のうち、定員 20 人以上とするもの
小規模型事業所内保育事業	事業所内保育事業のうち、定員 19 人以下とするもの

葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p>	<p>葉山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p>
<p>平成26年10月14日条例第7号</p>	<p>平成26年10月14日条例第7号</p>
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>
<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p>	<p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p>
<p>(3)、(4) (略)</p>	<p>(3)、(4) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第1節 利用定員に関する基準</p>	<p>第1節 利用定員に関する基準</p>
<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>

改正後	改正前
<p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p>	
<p>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p>	
<p>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	
<p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p>	
<p>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p>	

改正後	改正前
<p>(2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者</u></p> <p>4 <u>町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 <u>前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p>	
<p>6 <u>居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合であって</u></p>	<p>2 <u>居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合であって</u></p>

改正後	改正前
<p>は、<u>第1項本文</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設（以下この項において「<u>居宅訪問型保育連携施設</u>」という。）を適切に確保しなければならない。</p>	<p>は、<u>前項本文</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設（以下この項において「<u>居宅訪問型保育連携施設</u>」という。）を適切に確保しなければならない。</p>
<p>7 <u>事業所内保育事業</u>（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「<u>保育所型事業所内保育事業</u>」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>3 <u>事業所内保育事業</u>を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>
<p>8 <u>保育所型事業所内保育事業</u>を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が<u>適当と認めるもの</u>（<u>附則第5項</u>において「<u>特例保育所型事業所内保育事業者</u>」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、<u>連携施設の確保をしないことができる。</u></p>	
<p>9 （略）</p>	<p>4 （略）</p>
<p>附 則 （連携施設に関する経過措置）</p> <p>5 <u>特定地域型保育事業者</u>（<u>特例保育所型事業所内保育事業者</u>を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>5 <u>特定地域型保育事業者</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>